

岩手大学における受託研究に係る間接経費の取扱細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手大学受託研究取扱規則(以下「規則」という。)第8条第2項の規定に基づき、受託研究における間接経費の取扱いについて必要な事項を定める。

(間接経費の額)

第2条 規則第8条第1項に規定する間接経費の額は、受託研究遂行のため必要となる管理的経費等として直接経費の額の30%に相当する額とする。

(間接経費の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができるものとする。

- 一 委託者が国(地方公共団体又は独立行政法人等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明瞭な場合を含む。以下同じ。)である場合
- 二 委託者が地方公共団体又は独立行政法人等で、当該受託研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進及び地域振興の推進に著しく寄与するものと期待されるものであると岩手大学長(以下「学長」という。)が認める場合
- 三 委託者が前2号に規定するもの以外の場合で、当該受託研究が岩手大学(以下「本学」という。)における教育研究及び地域振興の推進に極めて有意義であると学長が認める場合
- 四 当該受託研究が競争的資金による研究費によるものである場合で、委託者側の事情により間接経費の額が直接経費の30%に相当する額と異なる額となる場合又は財政事情により間接経費が措置できない場合

(間接経費の用途)

第4条 間接経費の用途については、本学における研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、次に掲げるものに使用する。

- 一 管理に必要な経費
- 二 特許等の出願経費

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。